

遺言より成年後見よりすぐれた機能性

家族信託

Family trust

のご案内

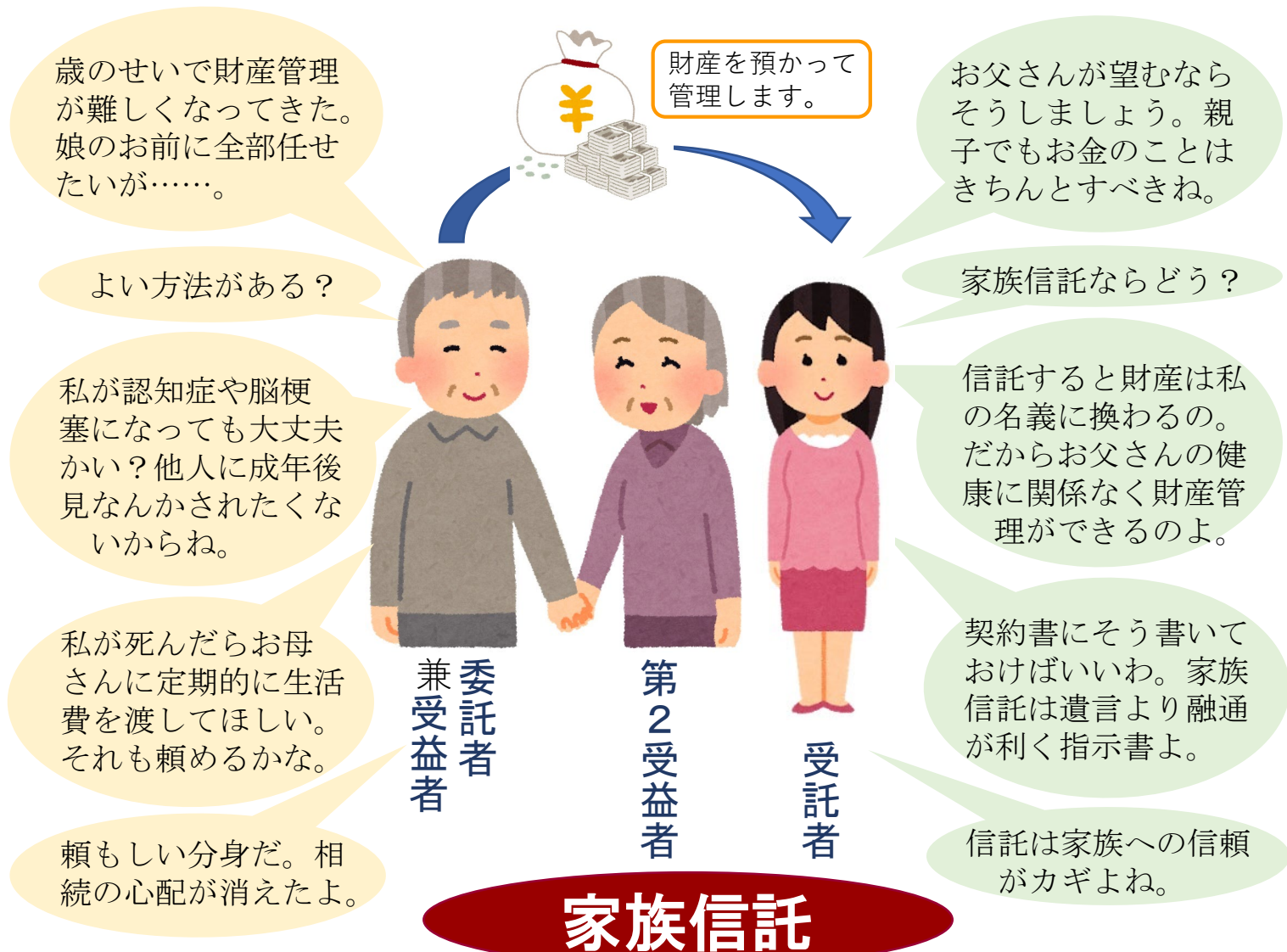


静岡県家族信託協会
石川秀樹 行政書士事務所

家族信託とは何か

「家族信託」は財産管理の一手法です。例えば父の財産を娘が預かって管理や処分を行い、その利益は父に返します。父から見れば何でもやってくれる頼もしい“分身”ができたようなもの。認知症になっても、これで安心です。

あなたの“分身”をつくる仕組みです。

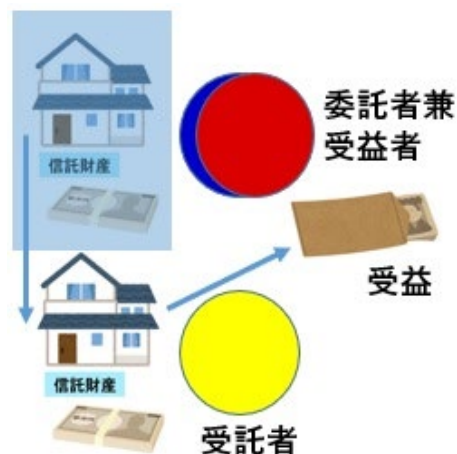


「信託」の当初は委託者と受益者は同じ人よ。

家族信託は、新しい財産管理の手法です。信頼する人に財産を託し、その名義を「託した人(委託者)」から「託された人(受託者)」に換えます。形式的な名義人になった受託者は以後、その財産の管理権を握り、信託財産が生み出すさまざまな利益(「受益」といいます)を**受益者**に渡し続けます。

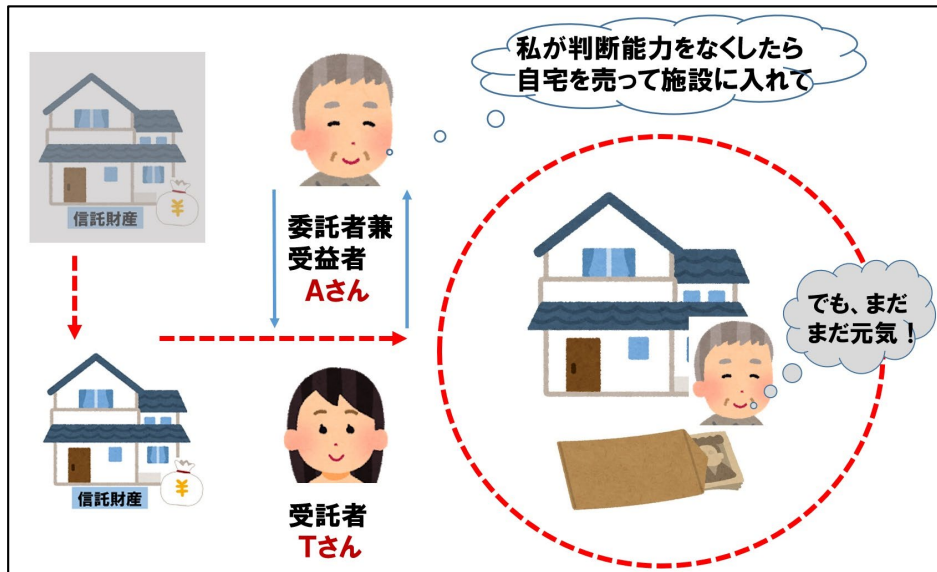
受託者が委託者の代わりを務められるのは、財産の名義人になったからです。委託者と代理契約という人的な関係性を築いたからではないので、委託者が認知症になってもその影響を受けません。

家族信託の当事者は**委託者・受託者・受益者**ですが、信託の当初は委託者が受益者を兼ねていることが多く、上記のように、委託者が自分の代役を務めてもらうためにスタートするのがふつうです。



家族信託の仕組み

実際の例でお話ししましょう。Aさんは自分が認知症になったら「家を売って、すでに軽度の認知症である妻と共に、施設に入居したい」と考えています。でも認知症になると契約を結べません。そこで娘にすべてを託し自分たちを見守ってもらうことにしました。

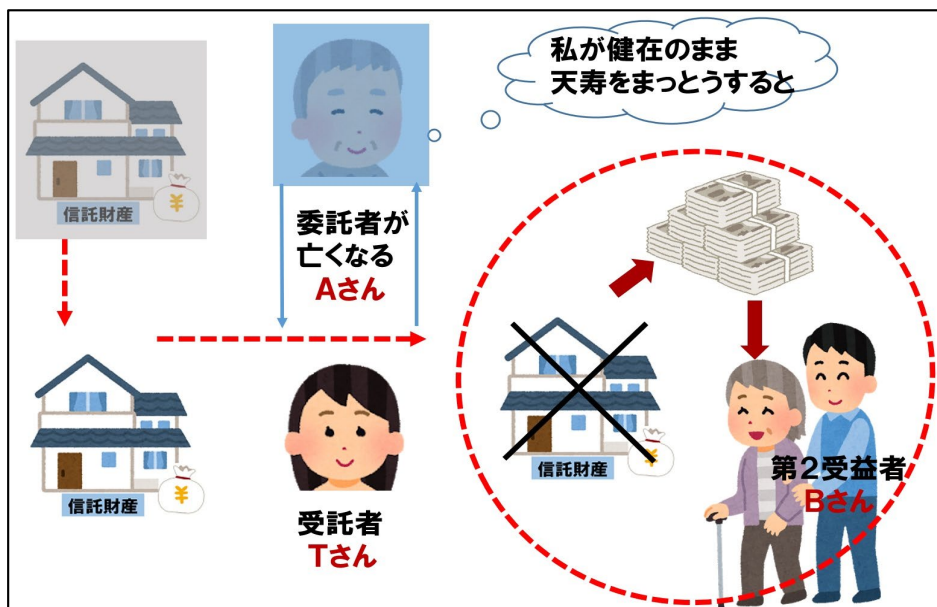


委託者 Aさん
受託者 長女Tさん
当初受益者 Aさん
第2受益者 妻Bさん

この信託は**居宅売却家族信託**です。当初の受益者は父自身で、娘は父のために財産管理を始めます。父の**受益権**は、家に住むことと信託財産から生活費の定期給付を受けること。

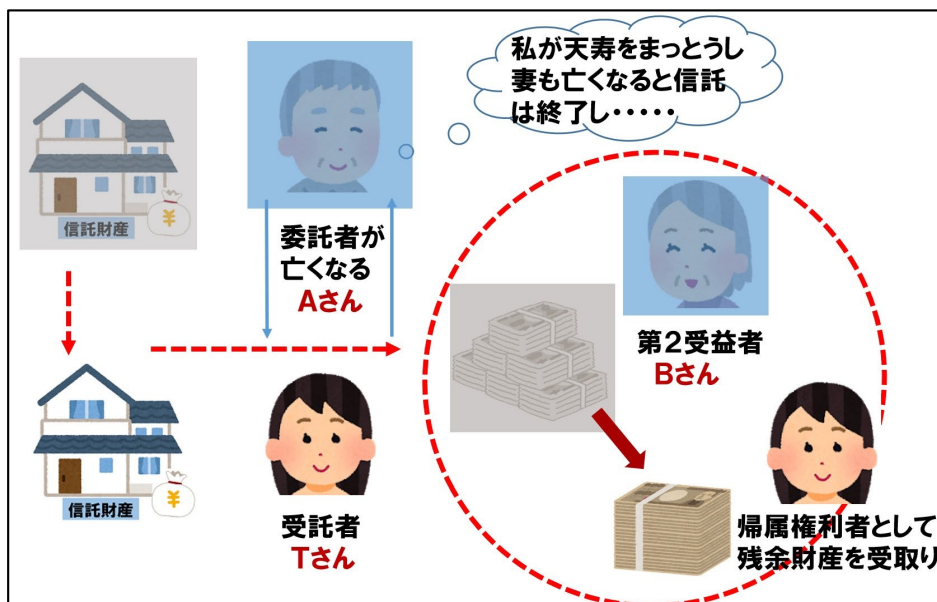
真の狙いは認知症の妻を救え

家を売ることなくAさんが亡くなると**受益権**はBさんに移ります。実はこの信託、認知症を発症していた妻の老後を見守るための信託(**妻の認知症対策家族信託**)でもあります。財産管理ができない母親に代わって、娘が管理を続けます。病が悪化するとTさんは実家を売却して母親を施設に入居させ、その費用を継続的に支払います。「困った時には家を売り資金を作って両親を守れ」という委託者の意思は、次の受益者のためにも生き続けているのです。

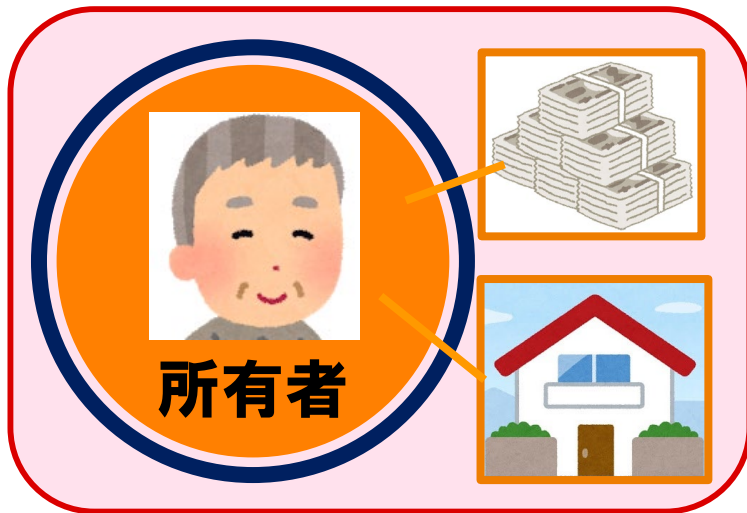


信託の承継は遺言より強力

母が亡くなると信託は終了。あらかじめ決めておいた人に残った信託財産は引き渡されます。この場合の娘の立場を「**帰属権利者**」と言います。このように、家族信託は遺言の代わりにもなります。しかも遺言の効力は死後のみですが、信託は委託者の生前を守り、次の人や「次の次の承継者」まで決めておけるのです。



「信託」という力の源は名義変更



前のページで「家族信託」の代表的な使い方を紹介しました。さりげなく2回「**受益権**」という言葉を使いました。信託を理解する上で、一番やっかいな言葉がコレです。「**受益権**」は何でしょう？

前ページでAさんは、所有していた自宅の土地・建物と金融資産を娘のTさんに信託しました。今、「所有していた」と書きました。

民法で「**所有**」というのは、左のイラストのように、財産を持ち、さらに処分権限まで同時に不可分に持っていることをいいます。



「名義」は管理や処分をする権利

「信託法」はこれとは違う考え方をします。物は「**名義**」と、物自体が生み出す経済的な価値である「**受益権**」からなり、これは**別々の人が分けて持つことができる**、と考えるのです。

「**名義**」は預金通帳を考えればすぐわかりますよね。不動産の場合は「登記すること」により、誰の物かがわかります。通常は[**名義人＝持ち主**]であり、物やサービスに対して管理や処分を行えます。

「名義とは」を上と左のイラストで青色の枠として表現しました。

「受益権」は受託者に行為を要求する権利

では「**受益権**」とはなんでしょう？（オレンジ色で表現しました）。

物が生み出す経済的な価値です。自宅なら、▼そこに住める▼自分の物と言える▼家族を住ませることができーなどです。一方、家は▼人に貸す▼リフォームする▼売却する▼壊すーこともできます。これは「家を持つことの利得」というよりは、管理・処分に属することなので、名義を持つ人がこれを行います。しかし受益者は契約の「**信託目的**」に、「〇〇の場合には家を売ること」などを書いておけば、**受託者にその行為をするよう要求できる権利を持ちます**。これが**受益権**という「債権」です。

それでは前ページの内容を名義と受益権の観点から再解説しましょう。

父が娘に信託すると名義が移転

信託をすると名義は右のイラストのように代わり、娘のTさんがAさんの自宅と資産を管理・処分で

きるようになります。具体的な仕事は、お父さんに引き続き住んでもらうことと、毎月生活費を渡すことです。Aさんは認知症にならないまま亡くなりました。**受益権**は妻Bさんに移転します。Tさんが今度も財産を管理し、自宅での介護が無理と分かったとき、信託目的に沿って実家を売却し、そのお金でBさんを施設に入所させ月々の看護費等を払います。



受益権は信託が終わると所有権に“復帰”

Bさんが亡くなると信託は終了します。信託財産のうち不動産はお金に代わり金融資産の形で残っています。この残余財産を受け取るのは「**帰属権利者**」で



今回の契約ではTさんが権利者になることが決まっています。Tさんは受益権としてではなく、民法上の所有権として残余財産を受け取ります（左図）。

家族信託の原理は「投資信託」と同じです

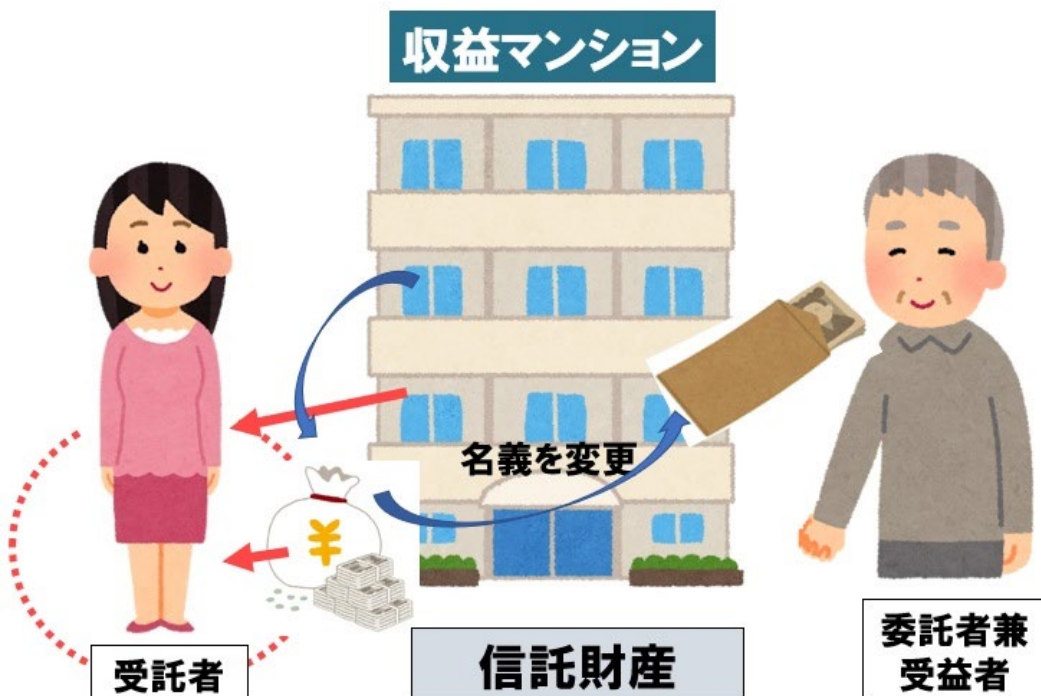
「名義」と「受益権」などと説明すると、かえって分かりにくいようですね。もっと単純な例を出しましょう。委託者が最初の受益者になる、という信託を「**自益信託**」といいます。財産を受託者に信託しながら、そこから生まれる利益は全部自分に返ってくるわけですから、預ける行為にも、利益をもらう行為にも「**贈与**」の関係は生まれません。下のイラストをご覧ください（「**商事信託**」の図解です）——



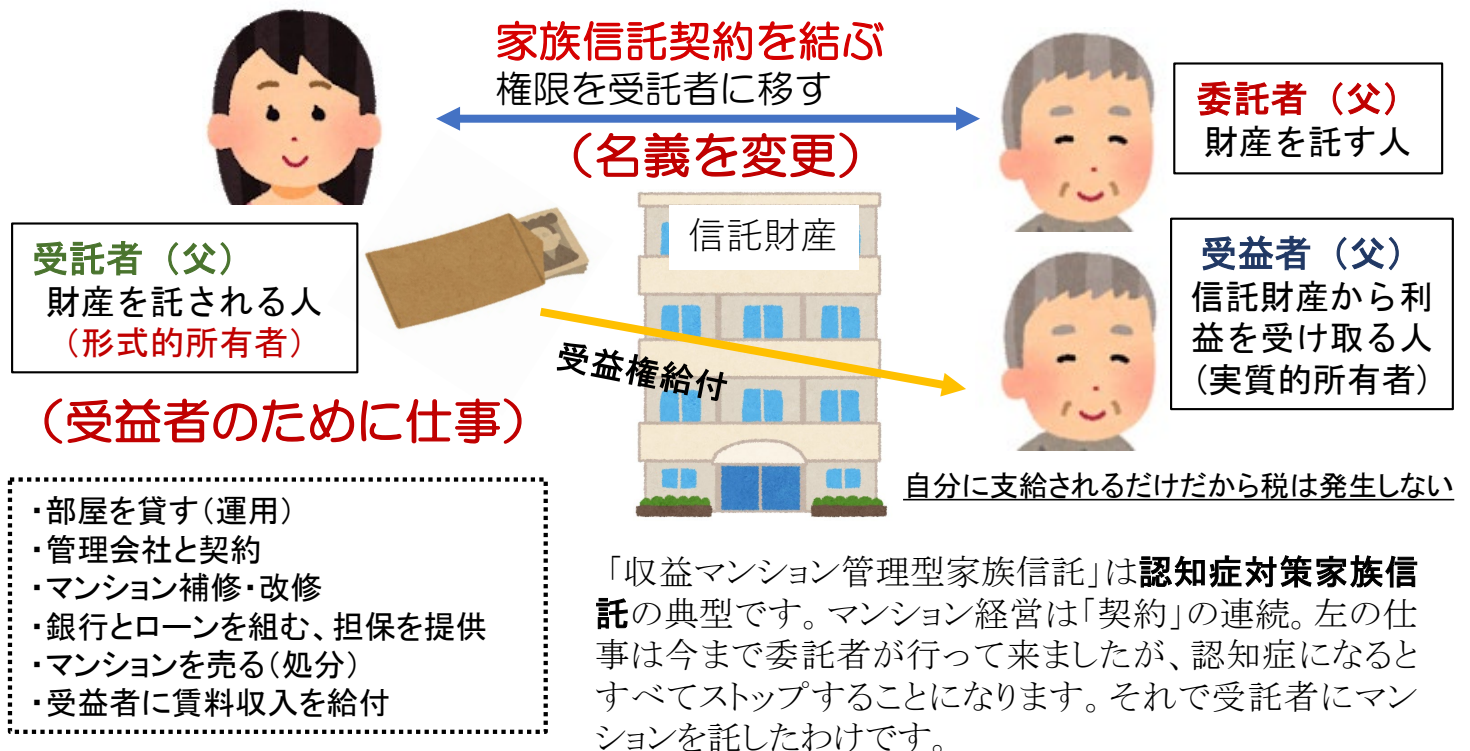
お客様は「投資信託」という商品を購入したと思っていますが、正確に言えば、お客様は金銭を信託し、受託者である証券会社がお金を株式や債券で運用し、利益（**収益受益権**）を「**配当**」の形で当初受益者に給付しています。**元本受益権**（購入代金）もやがてお客さまに戻されます（損失が出る可能性があります）。家族信託と違うのは、受託者に報酬が発生していることです。

右は「**収益マンション管理型家族信託**」です。委託者の父はマンションと管理費用を受託者である娘に信託します。娘は管理会社を指図して得た賃料収入を当初受益者でもある父に毎月給付します。

上の「**商事信託**」と異なり、家族信託では信託終了時（例えば父の死亡時）に残余財産を特定の人に承継することまでできます。

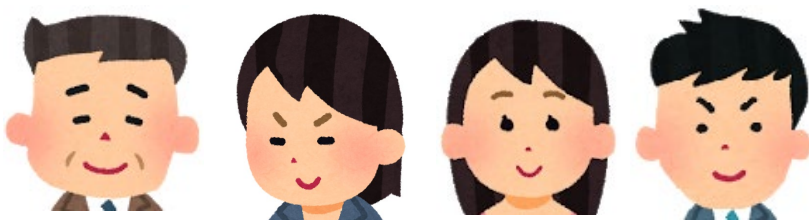


「認知症対策 家族信託」の例



受益権を活用すれば柔軟な承継が可能になる！

受託者がこれらの管理・処分ができる理由は、受託者が形式的であれ名義人であるから、というのは、今まで説明してきました(登記上、マンションの所有者は受託者のTです。信託された金銭も、受託者名義の通帳で管理されることになります＝4ページを参照)。

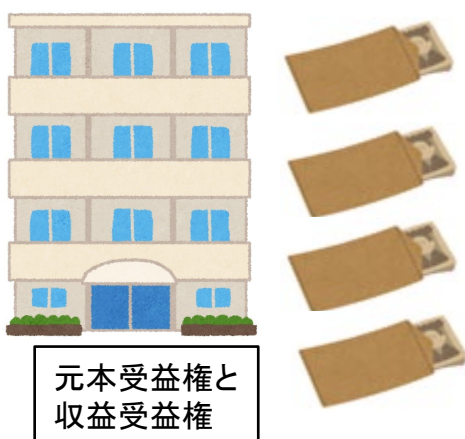


この信託は「父親の認知症対策」として行われていますが、将来の**「承継対策家族信託」**としても強力な機能を持っています。

委託者は収益マンションという大きな財産を持っていますが、それらに比

べると金融資産の額は少ない、といったような場合、マンションを承継する人の財産だけが極端に大きくなり、遺留分が発生する可能性があります。1人がマンションを承継し、他の3人に賃料収入を分ければ贈与となり、それを嫌って4人共有にすれば、次の代でさらに共有が増え、所有関係の複雑化は必至です。歓迎すべき承継の姿とはいえません。

そんなときには、父親の死亡により信託を終了させず、信託を継続させ、このマンションを1つの



受益権債権として、▼元本受益権(マンションを将来的に所有すること)と▼収益受益権(賃料収入)に分けて、4人が平等に承継する、などということが出来ます。契約書に「30年後にはマンションを受託者の手で売却する」と書いておけば、元本受益権も金銭に換わり、4人(その相続人を含む)等しく承継することができるようになります。

さらに長兄が精神を病んで金銭感覚がおかしくなっているような場合、給付する金銭をより細かく管理して手渡すような“特別な支給”も可能になります。

財産が民法の下にある場合、所有者の権限が強すぎて何もできませんが、受益権はより柔軟に使えるということです。

「事業承継に使える自社株 家族信託」の例

認知症対策家族信託の中でも、今後注目されそうなのが「**事業承継に使える自社株信託**」です。なぜ注目されるかというと、経営者が認知症となったときの社内外への影響は、会社や事業が正常に機能していたときと比べ、想像もできないほど甚大だからです。また一度起きてしまえば“現状回復”がほとんど見込めない、というのも深刻です。

成年後見では、会社の苦境は救えない！

社長が自社株式を100%所有し、ワンマン経営を行っているような企業では「社長が認知症?! すわ、成年後見人だ!」と騒いでも、問題は解決しません。後見人ができるのは、社長の株主権を代理行使して株主総会を開き、新役員を選出した上で、社長の役員辞任の手続きをするところまで、です。



社長は役員を退任しても大株主であることに変わりはなく、その議決権は成年後見人が代理行使するほかありません。会社を左右するような重要な決定に議決権を行使する立場にはなく、会社の苦境は続きます。

- ◆委託者兼受益者：社長（自社株式を100%持つ創業者）
- ◆受託者：長女
- ◆信託財産：自社株式
- ◆受益権：剰余金（配当など）受取権など

※ポイント
社長が当面は議決への指図権を持つ

社長の認知症による会社の苦境を救う手立ては、成年後見制度以外にはないのでしょうか。「**家族信託**」がここでも**有力な“処方せん”**になります。

ただし社長に《会社の永続性を考えるなら、自分のためより、会社を1日も停滞させない方策を講じておくべきだ》という、冷静沈着で潔い覚悟がなければなりません。

▲この家族信託では、社長が元気なうちに委託者となって、後継者候補である長女に自社株式を託し、受託者とします。自社株式は、①元本受益権（自社株式の評価）と②収益受益権（配当・利子等を受け取る権利）に分かれるとされ、元本受益権を受託者が得ることで**議決権**は娘が持ちます。しかし契約により、委託者は重要なテーマについては「**指図権**」を有し、経営になお口出しができる素地を残します（社長が認知症になればこの指図権は消滅する）。

社長は後継者を育成しつつ、自らの引退時期を探ることになります。

株式高騰が予想される ときは、先に生前贈与

会社の業績が上向いているときは、事業承継を相続時まで待つと自社株が高騰し相続が混乱しかねません。

そのような時には、株価が安いうちに社長が後継者に株式を贈与。後継者が委託者となり、現職社長を受託者とする“**逆転信託**”も考えられます。社長が元気なうちは自ら経営、認知症や病気で引退時期が来たら信託終了。後継者が本来の役割を取り戻します。



社長が議決権を持ちつつ、経営は受託者に任せる

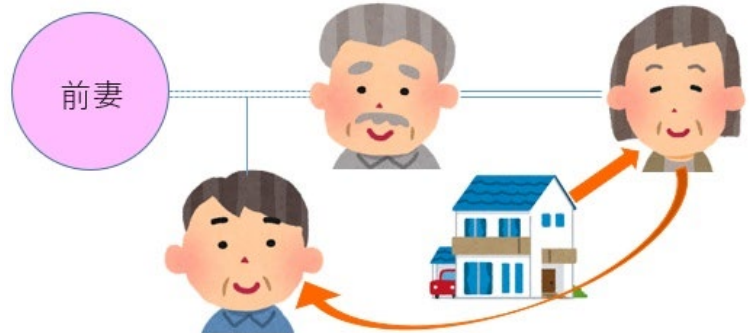
そのほかにも「家族信託」の活用シーンが

認知症も怖くない型信託

- ▶ 認知症になった後も負担が重く硬直的な成年後見を使わずに財産管理する。
- ▶ 親を私と同居させたいが、実家が空き家になる。私が管理していずれ売却したい。
- ▶ 高齢の親が判断力低下後も株や投資信託をしているので、代わりに管理したい。
- ▶ 大きなプロジェクトなので、私の認知症による契約凍結を回避したい。
- ▶ 認知症や行方不明の推定相続人がいても、遺産分割ができるようにしておきたい。

次の次に承継型信託

- ▶ 先祖代々受け継いできた家と敷地を、家系を引き継ぐ者に渡し続けたい。
- ▶ 私の家は現在の妻に遺すが、妻の死亡後は先妻との子に渡したい。
- ▶ 再婚したい人がいるが、入籍すると私の財産の半分が相手の親族に渡ることになるので、子らが反対している。信託で不安を解きたい。



「私の亡き後」を解決する信託

- ▶ 私が死んだ後も知的障がいのある娘の安定した生活と福祉を確保したい。
- ▶ 私が死んだ後も重い身体障がいがある息子の生活を守りたい。
- ▶ 引きこもりになった子に、私の死後も定期的に生活費を給付したい。
- ▶ 生活があるので今は信託財産にできないが、私の死後に全財産を信託して、気がかりな人の行く末のために使うようにしたい。[遺言信託]

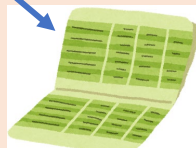
収益不動産管理型信託

- ▶ 収益マンションを多数持っているので子に権限を委譲して隠居したいが、今後の修理の順位や建替えのグレード等については一定の発言権を残しておきたい。
- ▶ 親が高齢になってきたが、今もなお相続税対策に夢中で、アパート建設や土地の組み換えを考えているようだ。認知症になるとすべて途中でとん挫するので、そうした事態は防ぎたい。

その他の問題解決信託

- ▶ 遺言は縁起が悪いので書かないが、生前に財産分与割合を確定しておきたい。
- ▶ “争族”が重なり「複雑な共有状態」になってしまった不動産を一元管理したい。
- ▶ 親友に財産を託し、重病の私に代わり相続人の受益割合を決めてもらう。
- ▶ ひとり身なので、私の葬儀やお墓、永代供養のことを友人にお願いしたい。

<コラム> 受託者の通帳について



信託財産を受託者の通帳に振込むのは委託者です。銀行に“凍結”されるとそれができません。

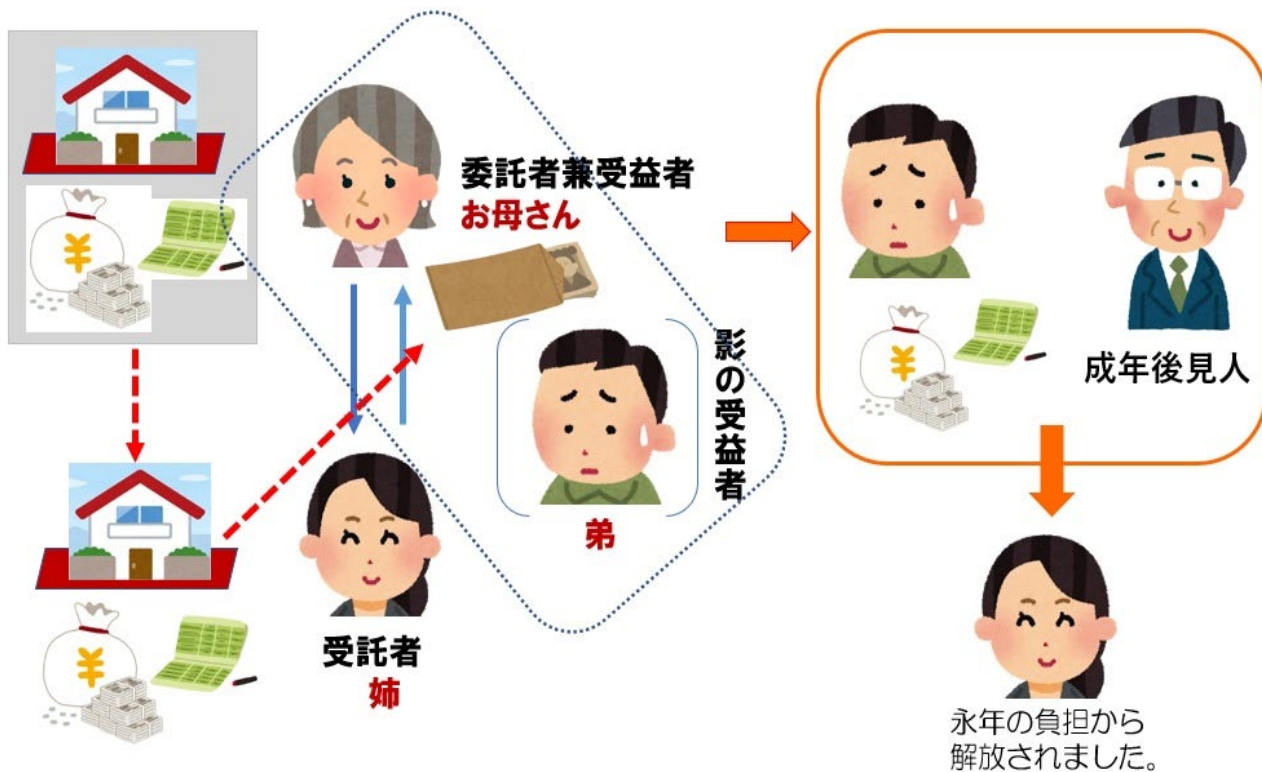
信託財産は受託者が管理します。信託法では、受託者が自分の財産と混ぜこぜにしないよう、「分別管理」を義務付けています。

ところが銀行は、なかなか受託者用の通帳を作ってくれません。「信託専用」に管理するのが難しいからです。

最近、三井住友信託銀行が受託者用の通帳を作るようになり、ようやくこの難問は解消されそうです。

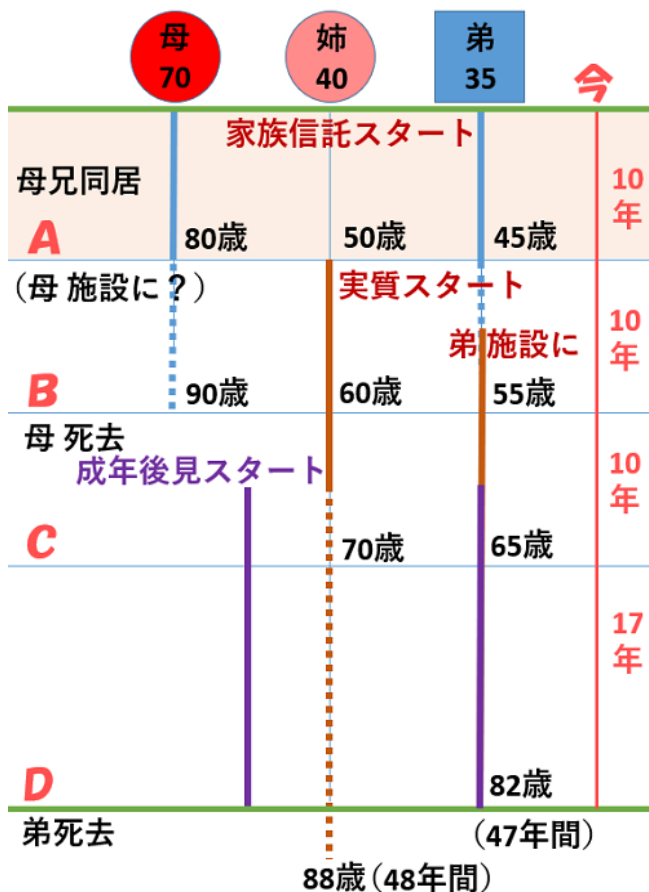
「私なき後の問題解決 家族信託」の例

家族信託例の最後として、前ページの「私の亡き後」を解決する信託をもう少し説明します。“福祉型の家族信託”は受益者の年齢が若いことが多く、信託は長期になる可能性があります。親は苦労を「苦労」と思わないかもしれませんが、きょうだい受託者になった場合は、あまりに長期に渡ると受託者の“疲労”にも配慮する必要があります。最後は成年後見制度に頼ることも視野に入れていいのではないのでしょうか。



長期に渡る信託では、
受託者への配慮が必要

最後は「成年後見」の活用も考える



弟は中学の時に校舎から転落し高次脳機能障がいとなりました。以来、人前に出られなくなり、35歳の今も仕事はしていません。

母親は現在70歳。「あと10年は頑張れる」と言っていますが、姉は「もうバトンタッチしなければ」と思っています。そこで母を委託者兼受益者、姉を受託者とする家族信託を組みました。弟は母死亡後の**第2受益者**です。

10年間は静かに過ぎましたが、80歳を目前にして母は施設に入所。以後15年間は母と弟の2人の世話をすることになりました。

あらかじめ家族信託契約書には、心身両面で限界が来たときには信託を終了させ、残余財産を姉弟で分け、弟に対する後見開始申立てができる、と書いてあります。『そろそろその時機かなあ』と、姉は考え始めています。

「認知症」と診断されたら即アウト、ですか!?

家族信託の注目度が上がってきている理由は「**認知症**」対策ができるからではないでしょうか。一方、対策の切り札と言われてきた**成年後見制度**の使いにくさが知れ渡ってきました。そこで皆さんに質問されるのが、「認知症との診断を受けたら、もう家族信託はできませんか？」ということです。即アウト！ではないものの、**急がなければ家族信託は使えなくなります**。

■「認知症」の症状は幅広い

イラスト、青のグラデーションが「認知症」の常況を示しています。症状が重くなればなるほど「黒」に近づくように表現しました。

「認知症」はなんと幅広いのでしょうか。**A**の人は外形上ふつうの人と変わりません。**B**の人は「**補助相当**」で金銭の管理が少し難しくなってきた人。**C**は家や車など大きな金銭を使う場合には常に誰か意思決定を支援する人がいた方がいい人で「**保佐相当**」です。

Dが「**成年後見相当**」で、ほとんど判断能力を喪失している状態。どの場合も認知症と言われますが、援助の必要度はまったく異なります。

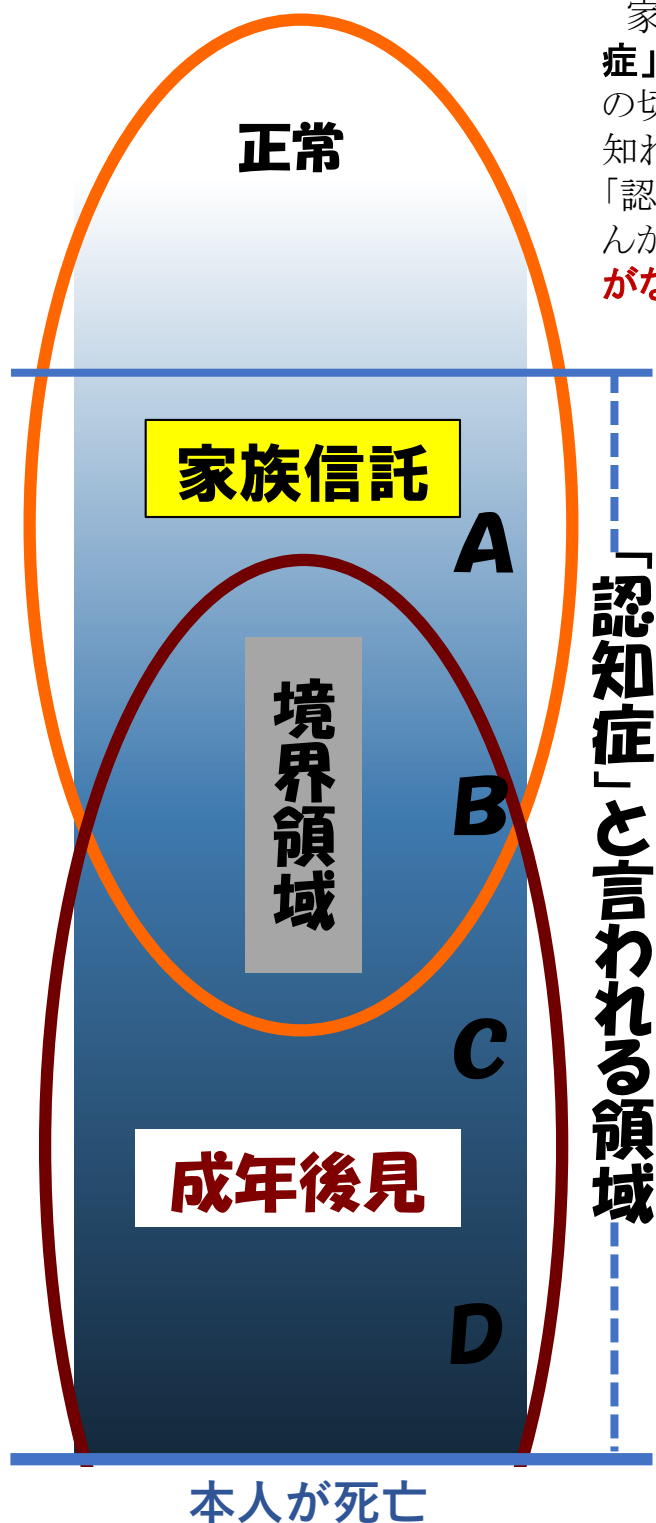
Aは自立、**D**は成年後見人が必要だろうとすぐわかりますが、悩ましいのは**B**と**C**の段階の違いです。症状の出方も千差万別なので、専門医でも厳密な判定は困難だと思われます。

■家族信託契約「A・B」までならOK

では医師が「認知症」と診断したとして、どこまでなら「判断能力あり」と考えられるのでしょうか？

A、**B**段階なら家族信託の契約は可能です。しかし**B**（補助）と**C**（保佐）の差は微妙にもかかわらず、医師が「**保佐相当**」と判定すると**即アウト！**となり、その後の道筋は天と地ほど分かります。

解説は以上ですが、実は家族信託の可否が決まるのは、銀行と司法書士の態度次第。事実上の「壁」になると思ってください。（詳しくは11P→）



<コラム>

後見人報酬1000万円超の衝撃

成年後見の申し立てをしても、家族が成年後見人になれるのは4人に1人くらい。士業など専門家が後見人になると当然、報酬が発生。本人の資産から払われることとなります。

管理財産額が1000万円－5000万円だと基本報酬額は月額3万円－4万円。5000万円

を超える場合は5万円－6万円。後見される人の平均余命を考えると、生涯報酬が数百万円から**1000万円を超えることも珍しくありません**。これだけの負担ですから、家庭裁判所は十分に説明を尽くすべきですが、法曹界は世間の常識からはかけ離れているようです。

家族信託の即アウト、カギを握る「銀行」「司法書士」

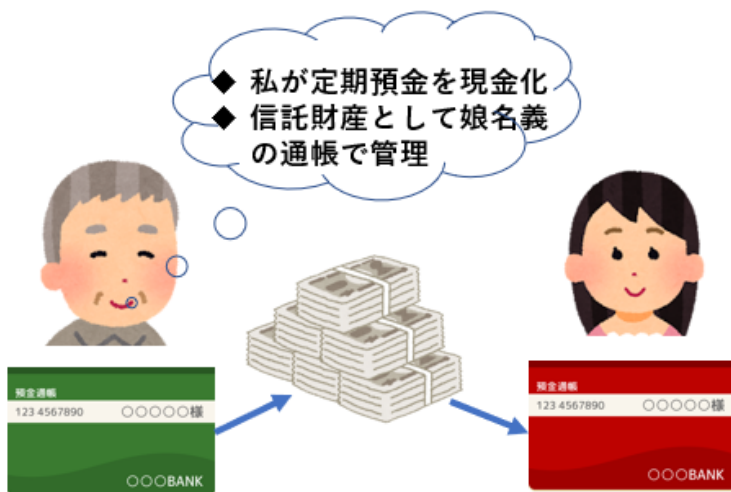
家族信託の契約書作成とコンサルティングを行っていて、最大の悩みは「多くの方が手遅れになってから相談にみえる」ということです。ご家族の「認知症」発症はずっと前からのはず。「その間、何もしなかったんですか!？」と、ついため息が出てきます。

なぜそうになってしまうのだろうと考えたとき、一つのことに思い当たりました。

受託者は“凍結資産”を動かせる人ではない！

皆さん、「信託受託者ならば後見人の代わりになれる」と思っているのではありませんか？ まったくの誤解です。受託者が委託者の財産を管理・処分できるのは、名義が自分の名になっており“**形式的な所有者**”になっているからです！ Aさんが首尾よく自分の財産を信託財産に組み込めるまでは、Aさん自身がそのをわずらわせなければなりません。

ということは**定期預貯金のような大きなお金をAさん自身で解約して現金化できなければ、事実上、家族信託はできない**、ということになります。



窓口で「認知症」と言うな

高齢の方が銀行で定期預金を解約するのは簡単ではありません。必ず解約の理由を聞かれ、判断能力があるかを試されます。

お父さんが銀行に行けずあなたが代理すると、ハードルはさらに上がります。委任状はもちろん、銀行はお父さんを電話口に呼び出し、意思確認を行うでしょう。

それを避けようとあなたが「父は**認知症**なので」などと説明したら、おしまいです。銀行は融通をきかすどころか、「それなら**成年後見人**を付けてください」と言うでしょう。

預金は**凍結**。信託は不可能になります。

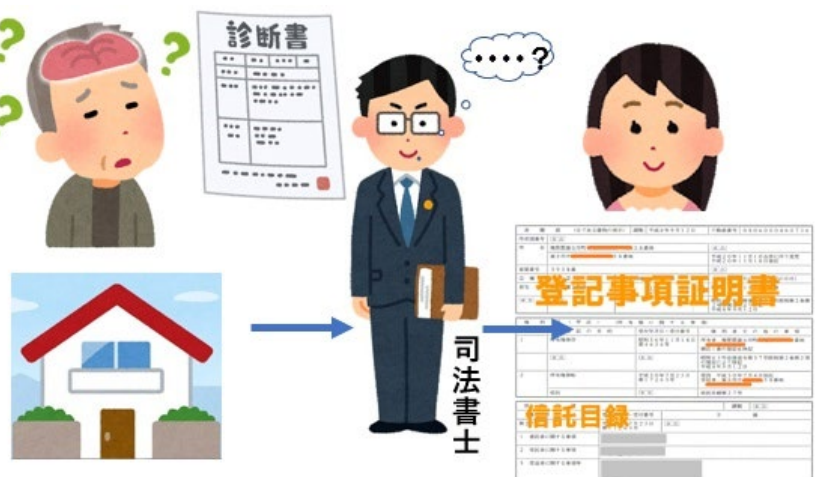
司法書士に口を滑らせるな

この対応は**司法書士**に対しても同じです。居宅売却信託をするときは、信託契約と同時に居宅の所有権を父(委託者)から娘(受託者)に移さなければなりません。登記事務を扱う司法書士は本人の意思確認を厳密に行います。

とはいえ、いきなり「委託者の診断書を見せてください」とは言いません。司法書士自身の目で、所有者の意思確認を行うのが基本だからです。

でも時々「父は軽い**認知症**なもので」と言ってしまう人がいます。すると、「それではお父さんの診断書を見せていただけますか？」と要求されてしまいます。その診断書に「**保佐開始相当**」と書かれていようものなら、司法書士の大半は(本人に直接会っていない場合でも)「この**登記はできません**」と断るでしょう。

これって、おかしい話です。家族信託ができ

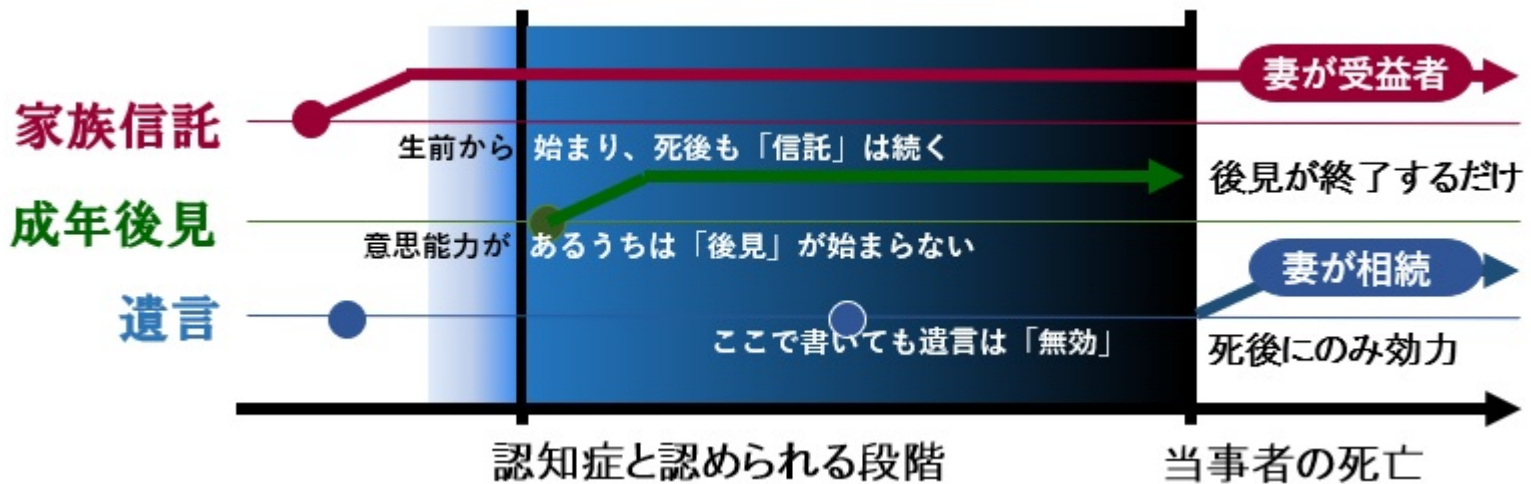


るかどうか、司法書士が決めることになってしまいますから。定期預金における「銀行」と同じです。悔しいけれど、これが現実です。

皆さん、**病気の情報は究極の個人情報ですよ !!** 時代は変わりましたが、不用意に言葉に出すのは危険です。**ご用心ください。**

家族信託・成年後見・遺言はどう違うか

Aさんは自分の死後、妻に全財産を遺したいと考えています。
家族信託・成年後見・遺言を使うとどういう結果になるのでしょうか？



家族信託 Aさんが受託者と契約した瞬間に効力を発揮。信託目的達成のためAさんはさまざまな対策を受託者に委ね、安心して亡くなります。契約通り、Aさんの死後は妻が受益者となり、信託財産からの利益を受け取ることになります。

成年後見 Aさんが認知症になって初めて、家庭裁判所に後見開始を申し立てます。成年後見人はAさんの財産を守ることが主目的なので、相続の指示はできません。

遺言 遺産をどう分けるかを指示できますが、Aさんが認知症になってから遺言を書いた場合は、遺言者に意思能力が欠けているとされ、裁判で無効になる恐れがあります。遺言は書き換え自由で、死後にしか効力がないので“不安定な約束”だとも言えます。

人生100年、追加の20年を乗り切れますか!?

気がつけば、人生100年時代になっていました。ついこの間までは「80年がゴール」と思って、計画を立ててくればよかったのですが。

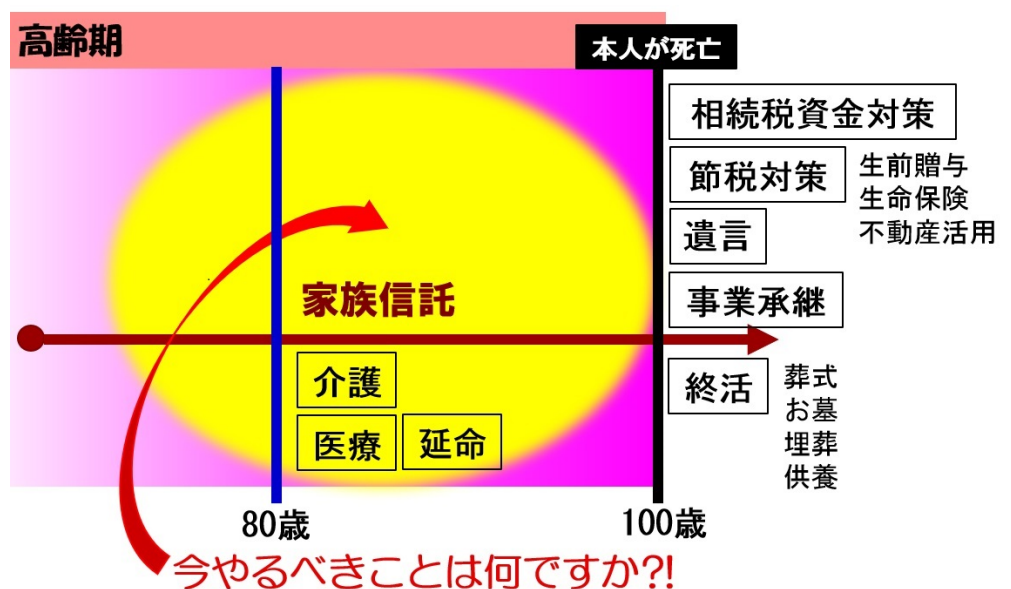
今は、**もう20年！**
ズシリとこたえます。

ところが私たちは、こんなことばかり「対策」と信じてやってきたのです。

相続税資金対策▼節税対策▼生前贈与▼生命保険▼不動産活用……。

みんな「私が死んだ後に効果が出て来る話ばかり。

確かに「遺言」を書くのは必要でしょう。しかし気がつけば、“老年ど真ん中”がポツカリ空いてしまっています。「老後」は80歳から。認知症は4人に1人といわれますが、85歳以上は2人に1人。今は大丈夫でも先の保証なし。「信託」をまじめに検討してください。



	本人の判断能力が衰えたときに、 後見人や信託受託者ができること	成年 後見	家族 信託	家族	家族 の力
1	本人が住んでいる家の売却及び購入	△	◎	×	◎
2	不動産の売却、補修、賃貸、その他処分	○	○	×	○
3	収益不動産の購入や新規建設や建替え	×	○	×	○
4	本人の不動産を担保とした借り入れ	×	○	×	○
5	預貯金口座の開設や解約、取引	○	×	△	△
6	上場株式や投資信託の口座停止・凍結	○	○	△	○
7	上場株式や投資信託の運用継続	×	◎	×	○
8	保険契約の締結・変更・解除	○	×	×	×
9	死亡保険金や満期保険金等の受取	○	×	△	△
10	年金等定期収入の受取とこれに関する諸手続き	○	○	△	○
11	遺産分割協議や相続の承認・放棄	○	×	×	×
12	遺留分減殺請求をすること	○	×	×	×
13	遺留分減殺請求に対する対策	×	○	×	○
14	本人死亡後の財産承継先や承継法の指定	×	◎	×	◎
15	生前贈与やお金を貸すこと	×	△	×	△
16	経営や事業・プロジェクトに伴う契約行為	×	◎	×	◎
17	自社株式の議決権の行使	△	◎	×	◎
18	事業や会社の後継者指名	×	◎	×	◎
19	後継者を見守り育成すること	×	◎	△	◎
20	本人がした契約行為の取り消し	◎	×	×	×
21	大事な書類(実印・印鑑カード・通帳・登記権利証等)の保管	○	△	○	○
22	介護契約や要介護認定の申請	○	×	○	○
23	介護すること(本人の食事・排泄・入浴・着替え等の介助)	—	—	◎	◎
24	福祉関係施設への入退所や病院との入退院に関する契約	○	—	○	○
25	福祉施設等の処遇に対する監視・監督	△	—	◎	◎
26	病院等への付き添い	—	—	◎	◎
27	手術や延命措置等医療行為への同意	—	—	△	△
28	病院・施設等への入所時の身元引受け・身元保証	—	—	◎	◎
29	訴訟の提起や和解	◎	×	×	×
30	本人が死亡した後の諸手続きや葬儀、埋葬、供養など	×	◎	◎	◎



成年後見人は国が認めた代理人ですが、認知症の本人に代わってできることは、実は限られています。“凍結”された預貯金の解約を、後見人はできますが、以後一切の財産管理は後見人が行い、家族は報告されることもありません。

家族信託は、財産自体の名義を管理するので、名義変更される財産(例：不動産)には力を発揮します。上場株式の運用はつい先ごろまで不可能でしたが、**野村証券が家族信託口座を開設する**に及んで、様相が一変しました。認知症対策の本流は、家族信託です。

家族信託契約ができるまでの流れ

初めてのヒヤリング

↓ 家族信託で何をしたいのか、
想いを伺います。

財産構成の確認



問題点の洗い出し

↓ 受託者候補がいなかったり
強い反対者がいたり。

使うツールの提案

↓ 遺言か、後見制度か、家族
信託か、あるいは複合的に
使うべきか。

報酬と実費を見積もり



受託者・受益者決定



家族会議で意思統一

↓ 家族全員の意思が一致しな
いと家族信託はうまくいきま
せん。

信託契約書の下書き

↓ 具体的な契約内容を関係
当事者に見ていただき、細
部の要望を伺います。

関係機関等と折衝

↓ 家族信託は普及途上の最
新ツールなので、銀行、税
務署等との交渉も必要。

契約書案を決定



公証役場で契約締結



登記や通帳等を作成



家族信託の運営



こんな形にしてほしい

本人はどんな希望をお持ちか、不安に思うことは何か、財産をどう活用したいかをお聴きします。



財産の確定

預貯金・不動産・保険や株・債券など何を信託財産にするかを決めます。

本人の想い みんなの思いが 伝わります。

本人が想いを説明し、家族の意向も確認します。意思統一した上、契約に盛り込む内容を決めていきます。

本人・ご家族の実情に合わせた家族信託の内容を提案します。

契約書を作成、公証人役場で認証してもらい委託者、受託者が押印します。



家族の将来をみんなで話し合ったので、
結束が以前より強くなりました。これで
安心して暮らせます。

家族信託は何十年も続く可能性がある契約
です。その後も必要に応じて土業の私がサ
ポートを続けます。



家族信託 Q&A

Q. 委託者の資格は？

A. 委託者は、**意思能力がある人**なら誰でもなれます。既に認知症を発症していて自分が誰であるか分からないような人は、契約ができないので委託者にはなりません。

Q. 受託者は家族でなければいけませんか？

A. 「家族信託」は家族で行うと限ってはいません。信託法が平成19年に改正され民事信託が組みやすくなりました。家族間で実施するケースが多いために通称として“家族信託”と呼ばれることが多いのです。ですから受託者は家族でなくても、友人知人、親戚、士業の人でも法人でもなることができます。

家族でなくても大丈夫。



Q. 家族信託と税金の関係を教えてください。

A. 簡潔に言えば、家族信託をしても**税金的には中立**で節税にも増税にもなりません。税務的には、信託されていないものとして**利益を得た人（受益者）に贈与税、相続税**等がかかります。ただし信託当初、「委託者が受益者でもある」多くのケースについては、本人の財産で本人が得するだけですから何の税金もかかりません。

Q. 受益者は何人まで？ 次の受益者はどうやって決めますか？

A. 受益者の数に制限はありません。遺言では決められない「**次の次の人**」を、信託では決めておくことができるのはすでに説明した通りです。次の受益者は契約書作成時に決めておきます。また**委託者には受益者変更権**がありますので、後から受益者を変更したり追加することもできます。

Q. どんな財産を信託できますか？ その管理法は？

A. **現金や預貯金、不動産、自社株式、上場株式**などが対象です。上場株式は、受託者が運用することを認めない会社が多かったですが、野村証券では可能になりました。不動産を信託すると受託者は、所有権移転の登記と信託の登記を同時に行い、信託による移転であることを示します。現金・預貯金は受託者が新たに別の通帳（〇〇〇〇信託受託者 〇〇〇〇）をつくって、**自分の資産とは別物として管理**します。

Q. 家族信託は永久に続けられますか？

A. いいえ、必ず終わらせます。信託法に「信託設定から**30年経過した後に新たな受益者が誕生したときは、その受益者が死亡するまで**」（91条）とありますから、**最長でも数十年**で家族信託は終了することになるでしょう。



Q. 家族信託をつくる場合の料金は？

A. 家族信託の契約書は、遺言書よりも複雑です。また家族信託は普及途上ですから、銀行・証券・生命保険・年金・行政機関などに説明や説得をする機会が多くなります。契約書は作って終わりではなく、契約者との連絡や助言は長く続きますから、「報酬」は遺言書作成などよりは高くなる傾向があります。

「20万円から一」お受けし、契約内容が複雑になると報酬はアップします。＜別紙＞

「家族信託」のことは おまかせください。

石川 秀樹（いしかわ・ひでき）
ジャーナリスト
静岡県家族信託協会 主宰
相続対策総合プロデューサー（行政書士）
ミーツ出版株式会社代表取締役



1950年静岡市生まれ。
1973年3月 早稲田大学第一政経学部卒業
1973年4月 静岡新聞社に入社
編集者、新聞記者、デスクをへて
編集局長、出版局長、総合メディア
局長などを歴任。
2012年2月 静岡新聞社を退社
2012年3月 ミーツ出版株式会社を設立
2012年8月 行政書士事務所を静岡市で開設
2016年3月 家族のための民事信託を手掛ける
2016年11月 『大事なこと、ノート』刊行
2017年9月 静岡県遺言普及協会設立
2017年10月 静岡県家族信託協会設立
2018年11月 『うちでも家族信託』を執筆中

【インターネット関係】

◆静岡県家族信託協会（ホームページ）
<https://kazokushintaku-shizuoka.net/>
◆ジャーナリスト石川秀樹（Facebook）
<https://www.facebook.com/hidekinoshosai/>



静岡県家族信託協会

石川秀樹 行政書士事務所

〒420-0816 静岡市葵区沓谷1-3-16

 054(207)9592

 054(246)0924